

<b>第6</b>	<b>地方譲与税 交付金 税外収入</b>
-----------	-------------------------------

1. 地方譲与税・交付金及び主な税外収入決算額	72
2. 特別とん譲与税	74
3. 地方揮発油譲与税・地方道路譲与税	74
4. 石油ガス譲与税	75
5. 自動車重量譲与税	75
6. 航空機燃料譲与税	76
7. 利子割交付金	76
8. 配当割交付金	77
9. 株式等譲渡所得割交付金	77
10. 地方消費税交付金	78
11. ゴルフ場利用税交付金	78
12. 特別地方消費税交付金	79
13. 自動車取得税交付金	79
14. 軽油引取税交付金	80
15. 国有提供施設等所在市助成交付金	80
16. 県民税徴収事務費委託金	81
17. 市税延滞金及び加算金	82

## 1. 地方譲与税・交付金及び主な税外収入決算額

区 分	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	決 算 額	前年比	決 算 額	前年比	決 算 額	前年比
	千円	%	千円	%	千円	%
<b>合 計</b>	<b>33,146,597</b>	<b>98.4</b>	<b>33,052,403</b>	<b>99.7</b>	<b>34,263,626</b>	<b>103.7</b>
特 別 と ん 譲 与 税	163,411	154.3	202,674	124.0	164,551	81.2
地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,758,970	皆増	1,664,123	94.6	1,667,198	100.2
地 方 道 路 譲 与 税	4	0.0	7	175.0	8	114.3
石 油 ガ ス 譲 与 税	112,401	97.7	103,216	91.8	94,786	91.8
自 動 車 重 量 譲 与 税	2,121,233	94.3	2,118,495	99.9	1,934,787	91.3
航 空 機 燃 料 譲 与 税	2,717,137	100.6	2,685,752	98.8	3,093,467	115.2
<b>地 方 譲 与 税 計</b>	<b>6,873,156</b>	<b>100.1</b>	<b>6,774,267</b>	<b>98.6</b>	<b>6,954,797</b>	<b>102.7</b>
利 子 割 交 付 金	807,461	95.2	597,187	74.0	504,979	84.6
配 当 割 交 付 金	319,875	130.2	374,097	117.0	391,970	104.8
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	109,663	79.7	93,067	84.9	101,166	108.7
地 方 消 費 税 交 付 金	16,068,578	99.8	16,379,249	101.9	16,623,453	101.5
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	45,784	91.6	46,961	102.6	45,072	96.0
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	-	-	-	-	-	-
自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,093,656	74.5	1,007,009	92.1	1,343,843	133.4
軽 油 引 取 税 交 付 金	5,221,899	101.8	5,271,226	100.9	5,805,268	110.1
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	30,659	100.1	30,666	100.0	30,640	99.9
<b>交 付 金 計</b>	<b>23,697,575</b>	<b>98.7</b>	<b>23,799,462</b>	<b>100.4</b>	<b>24,846,391</b>	<b>104.4</b>
税 務 証 明 等 手 数 料	83,521	106.7	75,898	90.9	79,538	104.8
県 民 税 徴 収 事 務 費 委 託 金	2,161,259	93.5	2,076,464	96.1	2,007,740	96.7
市 税 延 滞 金 及 び 加 算 金	318,977	102.4	307,558	96.4	332,687	108.2
そ の 他 の 関 連 歳 入	12,109	11.1	18,754	154.9	42,473	226.5

平成 25 年 度					平成 26 年 度	
当初予算額	補 正	最終予算額	決 算 額	前年比	当初予算額	前年比
千円	千円	千円	千円	%	千円	%
<b>32,392,638</b>	<b>4,670</b>	<b>32,397,308</b>	<b>35,500,462</b>	<b>103.6</b>	<b>36,562,333</b>	<b>112.9</b>
164,000	—	164,000	144,977	88.1	155,000	94.5
1,632,000	—	1,632,000	1,632,440	97.9	1,597,000	97.9
1	—	1	0	0.0	1	皆増
93,000	—	93,000	91,176	96.2	88,000	94.6
1,858,000	—	1,858,000	1,826,449	94.4	1,835,000	98.8
2,718,000	—	2,718,000	3,177,649	102.7	2,922,000	107.5
<b>6,465,001</b>	<b>—</b>	<b>6,465,001</b>	<b>6,872,691</b>	<b>98.8</b>	<b>6,597,001</b>	<b>102.0</b>
496,000	—	496,000	496,365	98.3	495,000	99.8
342,000	—	342,000	827,599	211.1	822,000	240.4
110,000	—	110,000	1,247,580	1,233.2	186,000	169.1
15,877,000	—	15,877,000	16,481,777	99.1	19,761,000	124.5
45,000	—	45,000	43,913	97.4	41,000	91.1
—	—	—	—	—	—	—
1,124,000	—	1,124,000	1,199,278	89.2	528,000	47.0
5,409,000	—	5,409,000	5,730,860	98.7	5,552,000	102.6
32,000	—	32,000	29,166	95.2	29,000	90.6
<b>23,435,000</b>	<b>—</b>	<b>23,435,000</b>	<b>26,056,538</b>	<b>104.9</b>	<b>27,414,000</b>	<b>117.0</b>
83,590	—	83,590	80,457	101.2	84,004	100.5
2,023,000	—	2,023,000	2,048,314	102.0	2,066,000	102.1
359,336	—	359,336	410,459	123.4	312,732	87.0
26,711	4,670	31,381	32,003	75.3	88,596	331.7

## 2. 特別とん譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の用途]									
開港所在 市町村  [国]	<p>1. とん税及び特別とん税は、外国貿易船の純トン数(端数切り上げ)を課税標準とし、純トン数1トンまでごとに次の税率により課税するものとする。 (S39.4.1～ )</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>とん税</th> <th>特別とん税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 開港への入港ごとに納付する場合</td> <td>16円</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>(2) 開港ごとに一年分を一時に納付する場合</td> <td>48円</td> <td>60円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 外国貿易船…外国貿易のため本邦と外国との間を往来する船舶をいう。</p> <p>2. とん税及び特別とん税はあわせて納付するものとし、当該納付額の36分の16をとん税とし、36分の20を特別とん税とする。</p> <p>3. 特別とん譲与税は、開港所在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与する。</p>	区 分	とん税	特別とん税	(1) 開港への入港ごとに納付する場合	16円	20円	(2) 開港ごとに一年分を一時に納付する場合	48円	60円	<p>9月：前年度3月～8月 特別とん税収入分</p> <p>3月：9月～2月 特別とん税収入分</p> <p>[制限なし]</p>
区 分	とん税	特別とん税									
(1) 開港への入港ごとに納付する場合	16円	20円									
(2) 開港ごとに一年分を一時に納付する場合	48円	60円									

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
純トン数	3,458,160	6,027,803	5,962,915	4,880,863	4,656,159
決算額	105,877	163,411	202,674	164,551	144,977

## 3. 地方揮発油譲与税・地方道路譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の用途]						
都道府県 指定市 及び 市町村  [国]	<p>1. 揮発油税及び地方揮発油税は、次の税率により課税するものとし、両税をあわせて納付するものとする。 (H5.12.1～H20.3.31)(H20.5.1～H30.3.31)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>揮発油税</th> <th>地方揮発油税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揮発油1キロリットルにつき</td> <td>48,600円</td> <td>5,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 地方揮発油譲与税は、地方揮発油税の収入額に相当する額とし、都道府県、指定市及び市町村に対して譲与する。</p> <p>3. 都道府県及び指定市に対し、地方揮発油譲与税の58%(平成14年度までは43%)に相当する額のうち、2分の1の額を区域内に存する一般国道及び都道府県道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して譲与する。</p> <p>4. 市町村に対し、地方揮発油譲与税の42%(平成14年度までは57%)に相当する額のうち、2分の1の額を区域内に存する市町村道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して譲与する。</p>	区 分	揮発油税	地方揮発油税	揮発油1キロリットルにつき	48,600円	5,200円	<p>6月：前年度3月～5月 収入分</p> <p>11月：6月～10月収入分</p> <p>3月：11月～2月収入分</p> <p>[制限なし] ※地方道路譲与税は、道路に関する費用に充てる</p>
区 分	揮発油税	地方揮発油税						
揮発油1キロリットルにつき	48,600円	5,200円						

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
地方揮発油譲与税 決算額	1,004,376	1,758,970	1,664,123	1,667,198	1,632,440
地方道路譲与税 決算額	689,680	4	7	8	0

(注) 平成21年度から地方道路譲与税は地方揮発油譲与税に改正。

#### 4. 石油ガス譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の使途]				
都道府県 及び 指定市  [国]	1. 石油ガス税は、自動車の容器に充てんされる石油ガスに対し、次の税率により課税するものとする。 (S45.1.1～ ) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石油ガス1キログラムにつき</td> <td>17円50銭</td> </tr> </tbody> </table> 2. 石油ガス譲与税は、石油ガス税の収入額の2分の1に相当する額とし、都道府県及び指定市に対して譲与する。  3. 石油ガス譲与税の2分の1の額を区域内に存する一般国道及び都道府県道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して譲与する。	区 分	税 率	石油ガス1キログラムにつき	17円50銭	6月：前年度3月～5月 収入分  11月：6月～10月収入分  3月：11月～2月収入分  [制限なし] 平成20年度までは、道路に関する費用に充てる
区 分	税 率					
石油ガス1キログラムにつき	17円50銭					

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	115,038	112,401	103,216	94,786	91,176

#### 5. 自動車重量譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の使途]																																																												
市町村  [国]	1. 自動車重量税は、次の税率により課税するものとする。 ①平成27年度燃費基準を満たしている検査自動車は、本則税率※ ②新車新規登録から13年を経過した検査自動車は、現行の税率 ※但し、18年超経過車については別の税率を適用(重課) ③上記以外の検査自動車は、改正の税率 (S51.5.1～H30.4.30) (改正)H24.5.1～ <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">区 分</th> <th>現行</th> <th>改正</th> <th>現行</th> <th>改正</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車</td> <td>自重0.5t毎</td> <td>年</td> <td>5,000円</td> <td>4,100円</td> <td>2,700円</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>バス・トラック</td> <td>総重1t毎</td> <td>年</td> <td>5,000円</td> <td>4,100円</td> <td>2,700円</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>中小型トラック</td> <td>総重1t毎</td> <td>年</td> <td>3,800円</td> <td>3,300円</td> <td>2,700円</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車(250cc超)</td> <td>1両につき</td> <td>年</td> <td>2,200円</td> <td>1,900円</td> <td>1,600円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車(車検有り)</td> <td>1両につき</td> <td>車検時</td> <td>3,800円</td> <td>3,300円</td> <td>2,700円</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車(車検無し)</td> <td>1両につき</td> <td>届出時</td> <td>11,300円</td> <td>9,900円</td> <td>8,100円</td> <td>7,800円</td> </tr> <tr> <td>二輪の軽自(125cc～250cc)</td> <td>1両につき</td> <td>届出時</td> <td>5,500円</td> <td>4,900円</td> <td>4,300円</td> <td>4,100円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 車検が2年又は3年のものについては、1年に換算 2. 自動車重量譲与税は、自動車重量税の収入額の1000分の407(平成21年度までは3分の1、平成14年度までは4分の1)に相当する額とし、市町村に対して譲与する。  3. 自動車重量譲与税の2分の1の額を区域内の市町村道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して譲与する。	区 分			現行	改正	現行	改正	自家用	自家用	営業用	営業用	乗用自動車	自重0.5t毎	年	5,000円	4,100円	2,700円	2,600円	バス・トラック	総重1t毎	年	5,000円	4,100円	2,700円	2,600円	中小型トラック	総重1t毎	年	3,800円	3,300円	2,700円	2,600円	小型二輪車(250cc超)	1両につき	年	2,200円	1,900円	1,600円	1,500円	軽自動車(車検有り)	1両につき	車検時	3,800円	3,300円	2,700円	2,600円	軽自動車(車検無し)	1両につき	届出時	11,300円	9,900円	8,100円	7,800円	二輪の軽自(125cc～250cc)	1両につき	届出時	5,500円	4,900円	4,300円	4,100円	6月：前年度2月～4月 収入分  11月：5月～9月収入分  3月：10月～1月収入分  [制限なし] 平成20年度までは、道路に関する費用に充てる  ※ 本則税率 乗用自動車：2,500円 バス・トラック：2,500円 中小型トラック：2,500円 小型二輪車(250cc超)：1,500円 軽自動車(車検あり)：2,500円 軽自動車(車検無し)：7,500円 二輪の軽自(125～250cc)：4,000円
区 分					現行	改正	現行	改正																																																						
			自家用	自家用	営業用	営業用																																																								
乗用自動車	自重0.5t毎	年	5,000円	4,100円	2,700円	2,600円																																																								
バス・トラック	総重1t毎	年	5,000円	4,100円	2,700円	2,600円																																																								
中小型トラック	総重1t毎	年	3,800円	3,300円	2,700円	2,600円																																																								
小型二輪車(250cc超)	1両につき	年	2,200円	1,900円	1,600円	1,500円																																																								
軽自動車(車検有り)	1両につき	車検時	3,800円	3,300円	2,700円	2,600円																																																								
軽自動車(車検無し)	1両につき	届出時	11,300円	9,900円	8,100円	7,800円																																																								
二輪の軽自(125cc～250cc)	1両につき	届出時	5,500円	4,900円	4,300円	4,100円																																																								
区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度																																																									
	千円	千円	千円	千円	千円																																																									
決 算 額	2,249,393	2,121,233	2,118,495	1,934,787	1,826,449																																																									

## 6. 航空機燃料譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の使途]				
空港関係 市町村 及び 空港関係 都道府県  [国]	<p>1. 航空機燃料税は、次の税率により課税するものとする。 (S54.4.1～ )</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>航空機燃料1キロリットルにつき (ただし、平成23年4月1日から平成29年3月31日までの間は 1キロリットルにつき 18,000円)</td> <td>26,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 航空機燃料譲与税は、航空機燃料税の収入額の13分の2に相当する額とし、 空港関係市町村及び空港関係都道府県に対して譲与する。 (平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間は9分の2)</p> <p>3. 航空機燃料譲与税の5分の4に相当する額を空港関係市町村に対し、3分の 1の額を当該空港の着陸料の収入額で、他の3分の2の額を当該空港に係る騒 音世帯数であん分して譲与する。</p> <p>4. 航空機燃料譲与税の5分の1に相当する額を空港関係都道府県に対し、3分 の1の額を当該空港の着陸料の収入額で、他の3分の2の額を当該空港に係る 騒音世帯数であん分して譲与する。</p>	区 分	税 率	航空機燃料1キロリットルにつき (ただし、平成23年4月1日から平成29年3月31日までの間は 1キロリットルにつき 18,000円)	26,000円	<p>9月：前年度3月～8月 収入分</p> <p>3月：9月～2月収入分</p> <p>[ 空港とその周辺の整 備及び空港対策に関 する費用に充てる ]</p>
区 分	税 率					
航空機燃料1キロリットルにつき (ただし、平成23年4月1日から平成29年3月31日までの間は 1キロリットルにつき 18,000円)	26,000円					

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	2,702,095	2,717,137	2,685,752	3,093,467	3,177,649

## 7. 利子割交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]				
市町村  [都道府県]	<p>1. 都道府県民税利子割は、次の税率により課税するものとする。 (S63.4.1～ )</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払を受けるべき利子等の額に対し</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 当該都道府県に納付された利子割額から、法人の都道府県民税の法人税割 額から控除される額等を控除し、他の都道府県との精算を行った額に、99% (平 成18年度までは95%)を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、利子割交付金 の交付総額とする。</p> <p>3. 都道府県は、当該都道府県内の市町村に対し、当該市町村に係る個人の都 道府県民税の額の割合であん分して交付する。</p>	区 分	税 率	支払を受けるべき利子等の額に対し	5%	<p>8月：前年度3月～7月 収入分</p> <p>12月：8月～11月収入分</p> <p>3月：12月～2月収入分</p> <p>[ 制限なし ]</p>
区 分	税 率					
支払を受けるべき利子等の額に対し	5%					

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	848,174	807,461	597,187	504,979	496,365

## 8. 配当割交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]				
市町村 [都道府県]	<p>1. 都道府県民税配当割は、次の税率により課税するものとする。 (H16.1.1～)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払を受けるべき特定配当等の額に対し</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ただし、平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等に係る配当割の税率は、3%</p> <p>2. 課税対象は、一定の株式等の配当等並びに公募公社債投資信託以外の公募証券投資信託の配当等、国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等及び特定投資法人の投資口の配当等。</p> <p>3. 都道府県は、納入された配当割の99% (平成18年度までは95%) を乗じて得た額の5分の3 (平成18年度までは3分の2) に相当する額を市町村に交付する。</p> <p>4. 各市町村に対しては、当該市町村に係る個人の都道府県民税 (均等割及び所得割) の額にあん分して交付する。</p>	区 分	税 率	支払を受けるべき特定配当等の額に対し	5%	<p>8月：前年度3月～7月 収入分</p> <p>12月：8月～11月収入分</p> <p>3月：12月～2月収入分</p> <p>[制限なし]</p>
区 分	税 率					
支払を受けるべき特定配当等の額に対し	5%					

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	245,664	319,875	374,097	391,970	827,599

## 9. 株式等譲渡所得割交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]				
市町村 [都道府県]	<p>1. 都道府県民税株式等譲渡所得割は、次の税率により課税するものとする。 (H16.1.1～ )</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡による所得の額に対し</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ただし、平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間に生じた特定株式等譲渡所得金額については、3%</p> <p>2. 課税対象は、源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡等により当該源泉徴収選択口座に係る年初からの通算所得金額が増加した場合におけるその増加した金額。</p> <p>3. 都道府県は、納入された株式等譲渡所得割の99% (平成18年度までは95%) を乗じて得た額の5分の3 (平成18年度までは3分の2) に相当する額を市町村に交付する。</p> <p>4. 各市町村に対しては、当該市町村に係る個人の都道府県民税 (均等割及び所得割) の額にあん分して交付する。</p>	区 分	税 率	源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡による所得の額に対し	5%	<p>3月：前年度3月～2月 収入分</p> <p>(※平成18年度まで)</p> <p>8月：前年度3月～7月 収入分</p> <p>12月：8月～11月 収入分</p> <p>3月：12月～2月 収入分</p> <p>[制限なし]</p>
区 分	税 率					
源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡による所得の額に対し	5%					

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	137,523	109,663	93,067	101,166	1,247,580

## 10. 地方消費税交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]				
市町村 [都道府県]	<p>1. 地方消費税は、次の税率により課税するものとする。 (H9.4.1～ )</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費税額(国税)に対し</td> <td>100分の25</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 消費税(国税)の税率は、課税資産の譲渡等の対価の額に対し4%であり、地方消費税の税率は消費税率に換算して1%相当となる。よって、消費税と地方消費税をあわせた税率は5%となる。</p> <p>2. 地方消費税は消費税とあわせて納付するものとし、国に納付された地方消費税は、納付があった月の翌々月の末日までに都道府県に払い込まれる。</p> <p>3. 各都道府県に払い込まれた地方消費税の合算額から、国に支払った徴収取扱費を減額した額を、各都道府県ごとの消費に相当する額等に応じてあん分し、都道府県間で精算する。</p> <p>4. 地方消費税交付金は、都道府県が精算後の地方消費税の収入額の2分の1に相当する額を、市町村に対し、2分の1の額を国勢調査による人口で、他の2分の1の額を経済センサス(平成22年度までは事業所統計)による従業者数であん分して交付する。</p>	区 分	税 率	消費税額(国税)に対し	100分の25	<p>6月：前年度2月～4月 収入分</p> <p>9月：5月～7月収入分 12月：8月～10月収入分 3月：11月～1月収入分</p> <p>[制限なし] (平成9年度交付の特例) 12月：6月～10月収入分 3月：11月～1月収入分</p> <p>&lt;交付期限は各交付月の10日まで&gt;</p>
区 分	税 率					
消費税額(国税)に対し	100分の25					

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	16,096,231	16,068,578	16,379,249	16,623,453	16,481,777

※ 事業所統計は平成18年度調査を最後に経済センサスにおいて引き続き調査。

※ 消費税率が平成26年4月に8%に上げられており、上げられた3%の内、地方消費税分は0.7%、また、平成27年10月に10%に上げられた場合には、上げられた5%の内、地方消費税分は1.2%となり、上げ分の地方消費税分については、都道府県において、当該都道府県内の市町村に対し、精算後の額の2分の1に相当する額を国勢調査による人口であん分して交付する。

※ 上げられた地方消費税分の使途は、都道府県・市町村ともに社会保障4経費(年金、医療、介護、少子化)に充てるものとする。

## 11. ゴルフ場利用税交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]						
ゴルフ場所在 市町村 [都道府県]	<p>1. ゴルフ場利用税は、次の税率により課税するものとする。 (H元.4.1～ )</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>標準税率</th> <th>制限税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人1日</td> <td>800円</td> <td>1,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ゴルフ場の規模や料金などにより、数段階の税率区分を設けることとされており、福岡県においては、11級(200円)から1級(1,200円)までの11段階に分かれている。</p> <p>※ 障がい者、18歳未満の者及び70歳以上の者、国民体育大会に参加する選手並びに18歳以上の者であって高等学校・大学等の学生等(授業又は課外活動としての利用等に限る)については非課税である。</p> <p>また、早朝利用等でその利用料金が通常の利用料金に比較して著しく低い場合などには、そのゴルフ場に係る税率の2分の1となる場合がある。</p> <p>2. ゴルフ場利用税交付金は、都道府県が、当該都道府県内のゴルフ場所在の市町村に対し、当該都道府県に納入された当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額の10分の7に相当する額を交付する。</p>	区 分	標準税率	制限税率	1人1日	800円	1,200円	<p>8月：前年度3月～7月 収入分</p> <p>12月：8月～11月収入分 3月：12月～2月収入分</p> <p>[制限なし]</p>
区 分	標準税率	制限税率						
1人1日	800円	1,200円						

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	49,967	45,784	46,961	45,072	43,913



## 12. 特別地方消費税交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]									
市町村  [都道府県]	<p>1. 特別地方消費税は、料理店、バー、旅館などでの飲食、遊興、宿泊、休憩、その他の利用行為に対する料金を課税標準とし、次の税率により課税するものとする。</p> <p>・税率(H元.4.1.～ ) ・免税点(H 3.7.1～ )</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> <th>免 税 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲食、遊興など:1人1回の料金に対し</td> <td>3%</td> <td>7,500円以下</td> </tr> <tr> <td>旅館等での宿泊:1人1泊の料金に対し</td> <td>3%</td> <td>15,000円以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 特別地方消費税交付金は、都道府県が、当該都道府県内の市町村に対し、当該市町村に所在する料理店、バー、旅館等に係る特別地方消費税の収入額の2分の1に相当する額を交付する。</p> <p>なお、当該交付すべき額が10万円に満たないこととなる市町村があるときは、当該交付すべき額を交付しない。</p>	区 分	税 率	免 税 点	飲食、遊興など:1人1回の料金に対し	3%	7,500円以下	旅館等での宿泊:1人1泊の料金に対し	3%	15,000円以下	<p>3月：前年度3月～2月 収入分</p> <p>[制限なし]</p>
区 分	税 率	免 税 点									
飲食、遊興など:1人1回の料金に対し	3%	7,500円以下									
旅館等での宿泊:1人1泊の料金に対し	3%	15,000円以下									

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	—	—	—	—	—

- (注) 1. 特別地方消費税は、昭和63年度までは「料理飲食等消費税」。
2. 特別地方消費税交付金は、平成3年7月1日より施行。
3. 平成8年度までは、特別地方消費税の収入額の5分の1に相当する額を交付。
4. 平成9年度の税制改正により、特別地方消費税は平成12年4月1日より廃止。

## 13. 自動車取得税交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]						
市町村 及び 指定市  [都道府県]	<p>1. 自動車取得税は、次の税率により課税するものとする</p> <p>・税率(S51.4.1～H20.3.31)(H20.5.1～H26.3.31) ・免税点(H2.4.1～H30.3.31)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> <th>免 税 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車の取得価格に対し</td> <td>5%</td> <td>50万円以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ただし、営業用及び軽自動車については、税率3%。</p> <p>2. 自動車取得税交付金は、都道府県が、自動車取得税の収入額に95%を乗じて得た額の10分の7に相当する額を、市町村に対し、2分の1の額を区域内に存する市町村道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して交付する。</p> <p>3. 指定市を包括する都道府県は、自動車取得税の収入額に95%を乗じて得た額の10分の3に相当する額を、指定市に対し、2分の1の額を区域内の一般国道及び都道府県道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して交付する。</p>	区 分	税 率	免 税 点	自動車の取得価格に対し	5%	50万円以下	<p>8月：前年度3月收入分 －同月収入見込額 ＋4月～7月收入分</p> <p>12月：8月～11月收入分</p> <p>3月：12月～2月收入分 ＋3月收入見込額</p> <p>[制限なし]</p> <p>平成20年度までは、道路に関する費用に充てる</p>
区 分	税 率	免 税 点						
自動車の取得価格に対し	5%	50万円以下						

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	1,467,037	1,093,656	1,007,009	1,343,843	1,199,278

- (注) 平成21年度は、自動車取得税交付金と旧法による自動車取得税交付金の合算額。

## 14. 軽油引取税交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]				
指定市  [都道府県]	<p>1. 軽油引取税は、自動車等の内燃機関の燃料として使用される軽油に対し、次の税率により課税するものとする。 (H5.12.1～H20.3.31)(H20.5.1～H30.3.31)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽油1キロリットルにつき</td> <td>32,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 軽油引取税交付金は、指定市を包括する都道府県が、軽油引取税の収入額に10分の9を乗じて得た額を指定市に対し、当該指定市の区域内に存する一般国道及び都道府県道の面積であん分して交付する。</p>	区 分	税 率	軽油1キロリットルにつき	32,100円	<p>8月：前年度3月～7月 収入分</p> <p>12月：8月～11月收入分</p> <p>3月：12月～2月收入分</p> <p>[制限なし] 平成20年度までは、道路に関する費用に充てる</p>
区 分	税 率					
軽油1キロリットルにつき	32,100円					

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	5,131,104	5,221,899	5,271,226	5,805,268	5,730,860

(注) 平成21年度以降は、軽油引取税交付金と旧法による軽油引取税交付金の合算額。

## 15. 国有提供施設等所在市助成交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]
施設等所在 市町村  [国]	<p>1. 国有提供施設等所在市助成交付金(基地交付金) アメリカ合衆国軍隊に使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫及び燃料庫の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村に対し、毎年度、国の予算で定める金額の範囲内で、当該固定資産の価格及び当該市町村の財政状況等を考慮して交付する。</p> <p>2. 施設等所在市町村調整交付金(調整交付金) アメリカ合衆国軍隊が合衆国の資金により基地内に建設し設置した建物及び工作物が所在する市町村に対し、毎年度、国の予算で定める金額の範囲内で、当該米軍資産の価格及び税財政上の影響その他当該市町村の財政状況等を考慮して交付する。</p> <p>3. 算定期日 当該年の3月31日</p>	<p>12月31日</p> <p>[制限なし]</p>

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	30,622	30,659	30,666	30,640	29,166

## 16. 県民税徴収事務費委託金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]
市町村 [都道府県]	<p>1. 都道府県は、市町村が個人の都道府県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するために、次の各号に掲げる金額の合計額を徴収取扱費として市町村に対して交付する。</p> <p>(1) 納税義務者数割 ＝個人の都道府県民税に係る納税義務者数(当該年度課税分)に3,000円(平成19・20年度は4,000円、平成21・22年度は3,300円)を乗じて得た金額。</p> <p>(2) 金額割 ＝平成18年度以前課税分の個人の都道府県民税に係る地方団体の徴収金で当該都道府県に払い込まれた金額に7%を乗じて得た金額。</p> <p>(3) その他 ＝市町村が徴収した個人の都道府県民税に係る地方団体の徴収金を市町村が還付し、又は充当した場合における当該地方団体の徴収金に係る過誤納金に相当する金額、及びその過誤納金に係る還付加算金に相当する金額。また、配当割、株式等譲渡所得割控除によって控除することができなかった金額を、市町村が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかった金額に相当する金額。</p>	<p>(報告があった日から30日以内に交付)</p> <p>7月:3月收入(4月払込)～5月收入(6月払込)分</p> <p>10月:6月收入(7月払込)～8月收入(9月払込)分</p> <p>1月:9月收入(10月払込)～11月收入(12月払込)分</p> <p>3月:12月收入(1月払込)～2月收入(3月払込)分</p>

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	2,311,117	2,161,259	2,076,464	2,007,740	2,048,314

## 17. 市税延滞金及び加算金

### 制 度 の 概 要

1. 市税延滞金・・・納税者等は、納期限後にその税金を納付する場合には、当該税額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率（従来のいわゆる公定歩合）に年4%の割合を加算した割合（特例基準割合※、上限年7.3%））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

※ 平成26年1月1日以降の延滞金の割合は、各年の特例基準割合（注）が年7.3%に満たない場合には、その年中においては①年14.6%の割合の延滞金については当該特例基準割合に年7.3%を加算した割合、②年7.3%の割合の延滞金については当該特例基準割合に年1%を加算した割合（加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%の割合）とする。また、徴収の猶予等の適用を受けた場合（延滞金の全額が免除される場合を除く）の延滞金については、徴収猶予等をした期間に対応する延滞金額のうち、当該延滞金の割合を特例基準割合とした場合における延滞金額を超える部分の金額を免除する。

（注）各年の前々年の10月～前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出の約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合。

#### ※特例基準割合

平成14年1月1日から平成18年12月31日まで	年4.1%
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで	年4.4%
平成20年1月1日から平成20年12月31日まで	年4.7%
平成21年1月1日から平成21年12月31日まで	年4.5%
平成22年1月1日から平成25年12月31日まで	年4.3%
平成26年1月1日から平成26年12月31日まで	年1.9%

2. 加算金（各加算金は、他の加算金と併課されない。）

- ・過少申告加算金・・・申告期限までに提出のあった申告を更正又は修正申告した場合  
率＝増加した税額に対して10%（増加した税額のうち、期限内申告税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分の税額に対しては、さらに5%）
- ・不申告加算金・・・①期限後申告又は決定、②期限後申告後の修正申告又は更正、③決定後の修正申告又は更正  
率＝当該税額に対して15%
- ・重加算金・・・納税者等が、課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいして申告等をした場合  
率＝過少申告等の場合、過少申告加算金に代えて増加した税額に対して35%  
＝不申告等の場合、不申告加算金に代えて当該税額に対して40%

※ 延滞金又は加算金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に千円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

※ 延滞金又は加算金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	311,526	318,977	307,558	332,687	410,459